

ID: 24

担当部署: 教育委員会 学校教育課 学校教育係

| | | | |
|---------------------|---|----------------|----------|
| 処分の概要 | 小学校又は中学校の変更 | | |
| 法令名 根拠条項 | 学校教育法施行令 第8条 | | |
| 法令番号 | 昭和28年政令第340号 | | |
| 【基準】 | <p>政令第8条の規定による。</p> <p>第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p> | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年7月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年7月1日 |